

2023（令和5）年12月2日一部改正する。

2025（令和7）年2月1日一部改正する。

2025（令和7）年12月6日一部改正、同日施行する。

附則第3条により「役員選出取扱要綱」を次の通り定める。

### 役員選出取扱要綱

第1条 この要綱は香里小学校PTAの役員及び会計監査を選出するためのものである。

第2条 本要綱に定める事務の運営については、選出委員が担当する。

第3条 PTA規約及びこの要綱により処理し得ない事由が生じたときは、運営委員会と協議し決することが出来る。

第4条 選出日より20日以前に役員及び会計監査選出について周知しなくてはならない。

第5条 次のことを会員に周知しなくてはならない。

- 1 立候補の受付期間
- 2 学年候補者選出のための選出日程
- 3 選出方法
- 4 その他必要な事項

第6条 立候補者は、学年、学級、氏名を記し定められた受付日までに選出委員に届出しなければならない。

第7条 学年候補者の選出は次の通りとする。

- 1 学年候補者の選出は、当該候補者が役員として就任する前年度の各学年において、クラス数と同数を選出する。選出方法は抽選とする。
- 2 附則第2条第3～6項における選出対象外及び選出辞退者を除外し、厳正なる抽選の上、学年候補者を選出する。

第8条 第6条による立候補者の受付状況及び第7条による学年候補者の選出状況について全会員に周知しなくてはならない。

第9条 抽選により決定された学年候補者に、選出委員会が定めた期日までにやむを得ざる事由により欠員が生じた時は、再度抽選を行い補充する。

第10条

- 1 役員を選出する場合は、次の順で行う。ただし、本条第3項に該当する役職がある場合は、第3項の規定を優先する。
  - ① 会長
  - ② 副会長
  - ③ 書記
  - ④ 会計
  - ⑤ 生活指導委員長
  - ⑥ ふれあい事務局長
  - ⑦ 会計監査委員
- 2 役員立候補者が役員の定数を満たさない場合は、学年候補者と役員立候補者の互選により役員の定数を満たさない人数を選出するものとする。  
ただし、互選の方法が抽選となった場合には、役員立候補者は除外するものとする。

- 3 役員立候補者が各役職の定数を越えた場合は以下の順により選出する。
  - ① 各役職立候補者による互選
  - ② 役員立候補者及び学年候補者による投票
- 4 会計監査委員を学年候補者の互選により選出する。
- 5 役員及び会計監査委員の選出後、役員及び会計監査委員の補欠を選出する。選出人数は定数内とし、以下の順により選出する。
  - ① 役員立候補者のうち、本条第3項により選出されなかった者で補欠への選出を希望する者
  - ② 学年候補者による互選
- 6 本条第2～5項にて選出された者は、役員立候補者及び学年候補者の3分の2以上の承認を得なければならない。

第11条 この要綱の改正は運営委員会に於いて出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第12条 本要綱は、1978（昭和53）年4月17日より施行する。

2000（平成12）年3月4日一部改正する。  
2000（平成12）年11月4日一部改正する。  
2002（平成14）年12月18日一部改正する。  
2003（平成15）年3月12日一部改正する。  
2003（平成15）年4月26日一部改正する。  
2003（平成15）年6月14日一部改正する。  
2009（平成21）年3月4日一部改正する。  
2011（平成23）年3月2日一部改正する。  
2014（平成26）年5月14日一部改正する。  
2021（令和3）年9月24日一部改正する。  
なお、本改正は2022（令和4）年度の役員・会計監査の選出より適用し、  
2021（令和3）年度以前の取扱についてはなお従前の例によるものとする。  
2021（令和3）年12月8日一部改正する。  
2025（令和7）年2月1日一部改正する。

## 個人情報取扱方針

### 第1条 目的

- 1 この方針は香里小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の取り扱いについて定めるものとする。
- 2 適正な取り扱いを定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するものである。
- 3 本会が取得・保有する個人情報とは、本会会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、個人情報データベース）という。）である。

### 第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、PTA活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3条 管理者および取扱者

- 1 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。
- 2 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員及び委員とする。

### 第4条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第5条 収集方法

- 1 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
- 2 要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### 第6条 取得する個人情報

本会は、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- 1 会員の氏名・連絡先
- 2 会員の子どもの氏名・クラス
- 3 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真
- 4 その他、PTAの業務遂行上必要となる情報

### 第7条 利用

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 1 会費の請求と集金。（集金依頼のため香里小学校との共同利用）
- 2 文書等の送付
- 3 下記における名簿の作成と管理
  - ① 本会会員
  - ② PTA役員及び会計監査委員
  - ③ PTA役員及び会計監査委員補欠
  - ④ 委員
  - ⑤ PTA役員選出時の学年候補

⑥ その他 P T A 活動の実施に必要と認めた項目

- 4 本会役員・会計監査委員・委員の選出。
- 5 4 の際の諸連絡
- 6 4 の際の本会会員に向けての諸連絡
- 7 P T A 活動の実施

#### 第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の方針により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

#### 第9条 管理

- 1 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

#### 第10条 保管及び持ち出し等

- 1 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
- 2 持ち出す場合は、電子メールやソーシャル・ネットワーキング・サービス等での送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

#### 第11条 第三者への提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 3 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 第12条 第三者提供に係る記録の作成等

- 1 個人情報を第三者（府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
  - ① 第三者の氏名
  - ② 提供する対象者の氏名
  - ③ 提供する情報の項目
  - ④ 対象者の同意を得ている旨
- 2 ただし、前条1～4の場合を除く。

#### 第13条 第三者提供を受ける際の確認等

- 1 第三者（府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
  - ① 第三者の氏名
  - ② 第三者が個人情報を取得した経緯
  - ③ 提供を受ける対象者の氏名

④ 提供を受ける情報の項目

⑤ 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

2 ただし、第Ⅱ条1～4の場合は除く。

#### 第Ⅰ4条 情報の開示等

- 1 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 2 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。
- 3 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除する。  
ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

#### 第Ⅰ5条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

#### 第Ⅰ6条 研修

本会は、PTA役員、委員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### 第Ⅰ7条 改正

本会の「個人情報取扱方針」は、運営委員会において3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

#### 第Ⅰ8条 その他

本方針は、令和元年5月22日より施行する。

2021（令和3）年12月8日一部改正する。

枚方市立香里小学校校歌

桜井喜一郎 作詞

一、梅が香匂つ菅公の

跡をしたいて一すじに

誠の道を進みゆく

如りに清き諦あり

二、香里が丘の朝ぼりに

生駒飯森窓に入り

街なみ栄え人和して

吾らに貢めぬ恵あり

三、淀の川水よどみなし

時の流れに竿をつて

心を磨き業を練て

如りに清き諦あり

四、我等の学園

五、我等の学園

枚方市立香里小学校行進曲

桜井喜一郎 作詞

一、春は桜の花の雪

秋はもみじのあやにしき

香里が丘を冬に負ひて

あゝあゝ清ひなり清ひなり

我等の学園

二、文読む窓の声々に

調べを合わす松の風

心のうちも払われて

あゝあゝ清々し清々し

我等の学園

三、いこいに平和の泉湧き

いこいに自由のかぎりなし

四、我等の学園

あゝあゝ頼むしき頼むしき

香里小学校 P T A 規約集（最新版）は、  
香里小学校ブログの配布文書をご覧ください。  
<https://hirakata.schoolweb.ne.jp/2710040/document>

